

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準

	物質の種類又は項目	排水基準
1	有害物質	水質汚濁防止法に基づく有害物質に係る排水基準値
2	生活環境項目	水質汚濁防止法に基づく生活環境項目に係る全国一律排水基準値
3	ニッケル含有量	最大 2 mg/L
備 考		
<p>1 「ニッケル含有量」に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>2 「ニッケルめっきの用に供する電気めっき施設」については、1の項及び2の項は適用しない。</p> <p>3 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく水質の汚濁に係る特定施設を参照</p>		